

# 「土地境界確認・確定」の申出をされる皆様へ

## 申出書作成要領のダイジェスト

令和7年11月

東京都建設局では「建設局所管の都有地・国有地との境界確認・確定の申出に係る提出書類の作成要領」(以下「申出書作成要領」という。)の一部を令和7年11月に改正しました。

主な改正点は、次のとおりです。

- 別紙13「土地境界図作成例」の合意欄について、立会場所・土地の地番、住所、立会年月日を事前に印字可とするよう改めました。

**本冊子は、「申出書作成要領」のダイジェスト版です。**

◎ 土地境界確定・確認申出書の記入及び書類の提出に当っては、以下の事項に留意のうえ作成をお願いいたします。

なお、詳細については、別冊の「申出書作成要領」をご覧ください。

### 1 記入事項

#### (1) 土地所有者

印鑑証明書記載の住所・氏名、電話番号を記載し、実印を押印してください。

法人の場合は正式な「肩書き」を記載してください。

[例] ○代表取締役 ×代表取締役社長

また、個人の土地所有者欄は自筆で書いてください。

共有者・相続等で申出者が多数になる場合は、表紙には「別紙のとおり」と記載し、別紙に所有者全員の住所・氏名、電話番号を記載し、各自、実印を押印してください。

なお、表紙と別紙は全員の実印で契印してください。

#### (2) 土地の所在・地番(申出地)

申出地が複数ある場合は、○○区(市)△△町□□番と全筆記載してください。

◇◇番

▽▽番

#### (3) 実務取扱者

土地家屋調査士が記載する場合は、住所・「土地家屋調査士・氏名」、電話番号を記載し、職印を押印してください。法人の場合は、住所・「代表者肩書き・代表者名」、電話番号を記載し、登録印(実印)を押印してください。

#### (4) 申出理由

登記関係(分筆・地積更正等)、売買、建築確認、開発、物納などの理由を記載してください。これらに該当しない場合は、具体的な理由を記載してください。

## (5) 申出日

申出書右上の日付は、無記入のままで窓口に持ち込んでください。窓口担当者が点検の上、申出書が受理可能となったら、当日の日付を記入してください。  
なお記入間違の際には、訂正印（実印）が必要となります。

## (6) 土地所有者調書

申出地及びその両隣り並びに申出地に接する「都有地・国有地」について、登記事項証明書（土地）や土地登記簿謄本（抄本）を調査し、記載してください。

申出地と線で接する「都有地・国有地」がある場合には、摘要欄に登記原因・登記年月日を記載してください。

成年後見人の場合は所有者と後見人を併記する。また、所有者に相続があった場合も被相続人と相続人を記載する。さらに、都有地については譲与前の情報も摘要欄に記載してください。ご協力をお願いします。

また、調査年月日及び作成者名を記載し、押印してください。

なお、対側地の立会を実施する場合に限り、対側地の調査が必要になります。

## 2 提出書類

### (1) 印鑑証明書

発行日から3か月以内のものを添付してください。

### (2) 資格証明書（法人の場合）

発行日から3か月以内のものを添付してください。

なお、原本は確認後お返しすることができます（その場合は原本のコピーを提出してください）。

### (3) 地図（公図）写

法務局証明付きの地図（公図）の「原本」又は「原本のコピー」を提出してください（発行日から3か月以内を原則とします。また、コピーした場合は、調査者名を記載し、押印してください）。

上記の公図を謄写・編集し、独自の公図を作成する場合は、所在、縮尺、方位、法務局（登記所）名、調査年月日及び作成者名を記載し、押印してください（この場合は謄写前の原本（写し）を提出してください）。

なお、申出地は赤色で着色し、近隣に参考となる土地境界図がある場合は、その箇所を青色で表示のうえ、土地境界図番号の記入をお願いします。

### (4) 現況実測平面図

現地の形状が明確に把握できるよう、申出地及び周辺の道路・水路・境界標識（石標等）・塀及び家屋等の地形・地物を明記し、申出箇所を赤色で着色してください。

近隣に参考となる土地境界図がある場合は、その箇所青色で表示のうえ土地境界図番号の記入をお願いします。

縮尺は1／250を標準とし、所在・地番、縮尺、方位、現況実測幅員、実測年月日及び作成者名を記載し、押印してください。

### (5) 登記事項証明書（土地）または土地登記簿謄本（抄本）

発行日から3か月以内のものを添付してください。

登記事項証明書等と印鑑証明書記載の住所が異なる場合は、住所移転の経緯が証明

できる公的証明書（住民票、戸籍の付票、商業登記簿抄本、住居表示変更証明書等）を添付してください。

なお、住所移転の経緯が証明できない場合は、登記簿の住所を変更してもらうか、土地の「権利書」の提示を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

登記事項証明書等の公的証明書の原本は、確認後お返しすることが可能ですが（その場合は原本のコピーを提出してください）。

## （6）現地案内図

最寄り駅から申出地までの道順と主な目標（バス停等）を記載してください。

## （7）参考資料

地積測量図等、境界確定作業に参考となる資料あれば添付してください。

## （8）相続を証する書面（相続登記完了前に申し出る場合に限ります）

遺産分割協議が終了し、相続人が特定されている場合は、その相続人で申出をしてください。

遺産分割協議未了等で、法定相続人による共有での申出の場合は、法定相続人全員で申出をしてください。

**いずれの場合も、法定相続情報証明制度に基づき交付される「法定相続情報一覧図の写し（相続人の住所表示があり、発効から3か月以内のもの）」、または「相続関係説明図（作成年月日・作成者名を記入し、押印）」を申出書に添付してください。**

なお、相続関係説明図を添付する場合は、**相続を証する書面（戸籍謄本、本籍記載の住民票、遺産分割協議書等）の原本とその写しを持参してください**（原本は確認後お返します）。

## （9）宗教法人の申出

宗教法人の申出においては、申出地の現況が「境内地」若しくは「墓地」となっている場合又は登記事項証明書等において、地目が「境内地」若しくは「墓地」となっている場合は、宗教法人法第23条に基づき、それぞれの宗教法人の規則で定められた者が申出をしてください。

なお、規則に別段の定めがない場合は、責任役員の議決により定められた者が申出をしてください。

## （10）権利関係が複雑な場合

申出者が親権者、成年後見人、破産管財人、宗教法人の場合や、申出地が信託財産、所有権敷地権（マンション）、差押・競売開始決定物件、裁判所の審判・判決・和解調書等がある物件の場合は、特別な取扱いがありますので、別冊の「申出書作成要領」をご覧ください。

## （11）作成例等

委任状、マンション総会議事録、相続関係説明図、差押同意書、宗教法人責任役員議事録などの作成例は、別冊の「申出書作成要領」に添付されていますので、参考にしてください。

また、外国人や在留邦人などの申出については、事前にご相談ください。

### 3 その他

#### (1) 申出地に接する都有地・国有地について

① 都道・河川、区市町村道等に供されている都有地・国有地（国土交通省所管）であることを確認のうえ、申出してください。

ただし上記の場合でも、都有地の「地目」が水道用地、下水道敷、軌道敷の場合は、他局（水道局・下水道局・交通局）への申出となる可能性がありますので、事前にご相談ください。

② 区道内都有地は、それぞれの区に譲与され区有地になっている場合がございますので、ご注意ください。

区道内都有地に接する申出の際は事前にご確認ください。

③ 区市町村道に供されていた国有地は、そのほとんどが譲与されて区市町村有地になっていますので、ご注意ください。

④ 公物の現況が廃滅している場合や、現地が道路予定地・道路拡幅工事中である場合などは、申出先が変わるなどの特別な取扱いになる場合がありますので、事前にご相談ください。

#### (2) 境界確定が済んでいる箇所の申出は出来ません。

事前に、管理課の閲覧・証明の窓口で境界確定の有無をご確認ください。

### 4 問合せ先

申出書の作成に当たり質問等がございましたら、建設事務所管理課窓口または電話でご相談ください。

所管区市町村名	問合せ先
千代田区、中央区、港区	〒104-0044 中央区明石町2番4号 東京都第一建設事務所管理課道路台帳担当 電話 03-3542-1473（ダイヤルイン） FAX 03-3542-1655
品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区	〒140-0005 品川区広町二丁目1番36号 品川総合庁舎内 東京都第二建設事務所管理課道路台帳担当 電話 03-3774-6791（ダイヤルイン） FAX 03-3774-2488
新宿区、中野区、杉並区	〒164-0001 中野区中野四丁目11番19号 中野総合庁舎内 東京都第三建設事務所管理課道路台帳担当 電話 03-3387-5097（ダイヤルイン） FAX 03-3387-5140
豊島区、板橋区、練馬区	〒170-0005 豊島区南大塚二丁目36番2号 東京都第四建設事務所管理課道路台帳担当 電話 03-5978-1708（ダイヤルイン） FAX 03-3947-0824
墨田区、江東区、葛飾区 江戸川区	〒124-0023 葛飾区東新小岩一丁目14番11号 東京都第五建設事務所管理課道路台帳担当 電話 03-3692-4353（ダイヤルイン） FAX 03-3692-4576
文京区、台東区、北区、荒川区足立区	〒120-0025 足立区千住東二丁目10番10号 東京都第六建設事務所管理課道路台帳担当 電話 03-3882-1209（ダイヤルイン） FAX 03-3882-1228

所管区市町村名	問合せ先
青梅市、福生市、羽村市 あきる野市、瑞穂町、日の出町奥 多摩町、檜原村	〒198-0042 青梅市東青梅三丁目 20番 1号 東京都西多摩建設事務所管理課道路台帳担当 電話 0428-22-7214 (ダイヤルイン) FAX 0428-22-8433
町田市、多摩市、稲城市	〒194-0021 町田市中町一丁目 31番 12号 東京都南多摩東部建設事務所管理課道路台帳担当 電話 042-720-8627 (ダイヤルイン) FAX 042-720-2347
八王子市、日野市	〒192-0046 八王子市明神町三丁目 19番 2号 八王子合同庁舎内 東京都南多摩西部建設事務所管理課道路台帳担当 電話 042-643-2616 (ダイヤルイン) FAX 042-646-5313
三鷹市、小金井市、調布市 狛江市、西東京市、武蔵野市 府中市	〒183-0006 府中市緑町一丁目 27番 1号 東京都北多摩南部建設事務所管理課道路台帳担当 電話 042-330-1828 (ダイヤルイン) FAX 042-369-3890
小平市、東久留米市、国立市 立川市、武蔵村山市、昭島市 国分寺市、東大和市、東村山市 清瀬市	〒190-0023 立川市柴崎町二丁目 15番 19号 東京都北多摩北部建設事務所管理課道路台帳担当 電話 042-540-9507 (ダイヤルイン) FAX 042-525-9746

※ 各建設事務所が所管する区市町村内においても、管理上、隣接する建設事務所が境界確認・確定する場合があります。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8番 1号 都庁第二庁舎 5階  
東京都建設局総務部用度課境界確認担当係  
電話 03-5320-5246 (ダイヤルイン) FAX 03-5388-1526

建設局 境界確認・確定のホームページ

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/application/youshiki/youshiki>